

## 第 130 話〈健康被害〉の要約と参考資料

### 第 130 話〈健康被害〉の要約

1961 年 5 月、夕刊ポケットの興梠敏夫記者は「“毒ガス” モクモク、悪臭バラまく / セキはでる、頭痛はするは、声はつぶれる」という記事を書きました。1925 年以来農林畜産物被害が起きている報道は何度もありましたが、人の健康被害を伝えたのはこれが最初でした。

### 第 130 話〈健康被害〉の参考資料

#### 130-1 夕刊ポケット記事（1961 年 5 月 10 日）

“毒ガス” モクモク 悪臭バラまく / セキはでる、頭痛はするは、声はつぶれる /  
おまけに農作物は全滅

##### 高千穂で鉱毒

中島鉱山 KK 土呂久鉱業所（高千穂町岩戸）では、亜硫酸を生産するかたわら採鉱を行なっているが、亜硫酸生産過程の亜硫酸“焼き炉”からでる煙が、土呂久部落の一部に煙害をだし、部落民と鉱山側との間でゴタゴタが起っている。

この鉱山で亜硫酸を生産しはじめたのがさる 29 年 5 月で、生産試験の 3 年間は煙害もあまり大きくなかったが、最近では農作物はもとより部落民にまで被害がひろがり、なんとか対策を会社側に考えてもらわねば——と部落民がさわぎだしたものの。

同地区で農業をやっていたが、煙害に耐えかねて岩戸地区神楽野部落に移った佐藤操さん（28）一家の場合、昨年春ごろから煙害がひどくなり、昨年大豆とキュウリの収穫はゼロ、また夜になると上昇気流がなくなり“焼き炉”の煙が部落に流れてきて、子供のセキが激しくなって病気がちになった。また悪臭と息苦しきから眠れぬ夜がつづき、佐藤さんの声もシワガレ声になってしまったので“子供の生命があぶない”と思って部落から逃げだしたといっている。

##### あす最後の談判

この問題について坂本岩戸支所長は“2～3 年前から煙害による農作物被害が部落から訴えられているので、権威者による調査を行なってもらったが、結果報告もなく困っている。鉱山側は「監督局の許可を得てやっているので実害はないはずだ」といっているが、農作物ならまだしも人間にまで被害がでている事実があるのでどうにもならない。あす部落民と、鉱山側との話し合いの座をもつが、鉱山側の回答が生ぬるければ部落民代表と一緒に近く福岡に行き、鉱山監督局に実情を訴えるつもりだ”といっている。

### 130-2 朝日新聞宮崎版記事（1961年5月11日）

きょう話し合い / 高千穂町中島鉦山の煙害問題 / 地区民、役場、会社で

西臼杵郡高千穂町岩戸の中島鉦山株式会社（本社大分県南海部郡宇目村木浦）土呂久鉦業所＝永見龍輔所長＝のヒ（砒）素製造の煙が地区住民や農作物に被害を与える、と問題になり11日地区民と町当局、会社側とが話し合うことになった。

同所農業佐藤操さん（28）一家が奥さんの実家同村寺尾野に引きあげたことや、昨年農作物が減収したことなどが煙害騒ぎを再発させたもので、去る29年の騒ぎのときは町当局と会社側が、煙害が出た場合はヒ素の製造を中止するという契約書まで交換しており成り行きが注目されている。

土呂久鉦業所のヒ素製造は明治末期にはじまり昭和20年に鉦業所を閉鎖したため中止。このころは焙焼炉周辺の山は煙害で立ち木が1本もない有様。病人が出るとか牛馬が流産するとか絶えず地元から苦情が出ていた。昭和29年会社側からヒ素生産再開の計画が発表されると全地区民が再び煙害におびやかされると反対。会社側は新式焙焼炉を建設するため燃焼率が93%で煙はほとんど出ないと地元側を説得、生産を再開したが、30年にはシイタケ減収が問題化、6月から県林務部や農林省林業試験場宮崎分場の専門家の調査が1カ年にわたって行なわれ、調査区域のシイタケ原木については煙害が認められないと結論がでて、そのまま生産を続けていた。

避難した佐藤ツルエさんの話 試験焼きの3年間は煙も少なかったが、最近ひどくなった。去年は大豆やキュウリ、ナスなど全然できなかった。雨の日など特に夜は煙がひどく、いやなにおいで呼吸がつまりそうになる。私はノドが痛み出して声が出なくなり、病身な子供もいて心配になったので逃げ出した。寝ていた子供たちは鼻で息をせず、口を開けて息をしているのを見ていてノイローゼになった。付近の竹山など枯れ出した。むかしの煙害と一つも変わらない。契約通りやめてもらうのが一番いいと思っている。

坂本町役場支所長の話 科学的にヒ素の被害と決めるのはむずかしいけれど、竹山の枯れてゆくことなど煙害がないとはいえない。前に調査したときのデータがほしいと県に頼んだが、一向に返事が来ない。11日の話し合いの結果では福岡鉦山監督局に直接持ちこんで調べてもらい、煙害と決まれば契約通り中止できると思う。農作物より人体に被害を出しては大変ですから。

永見所長の話 避難した家の直ぐそばに私の方の社宅があるが、そんな話は一度も出たことがない。特に夜がひどいというが、夜は焙焼炉に一人だけ火をたやさないように番人を置いているだけで、そんなことはあり得ない。どういう目的で事実らしくいつているのか、私の方も現地で話し合っただけで真相を究明させたい。ことにヒ素でノドがやられるようなことはない。皮膚がやられるのが常識だ。

130-3 朝日新聞宮崎版記事（1961年5月13日）

バイ焼炉を改造 / 中島鉦山煙害問題 / 地元もこれを了承

西臼杵郡高千穂町岩戸の中島鉦山土呂久鉦業所のヒ素製造による煙害問題について、11日午後から鉦業所事務所で会社側永見所長、坂本町役場支所長、地元民佐藤三代士さんら15人が話し合った。

会社側は農作物の被害は出ているかもしれないが、人体に対する被害は考えられないと否定、農作物に被害を与えないようバイ（焙）焼炉の改造を研究中といい、地元側はこれを認めるとともに、福岡鉦山監督部に煙害調査を陳情することを決めた。

農作物の被害弁償は29年の契約で会社側が50万円の積立金を持っていることになっているので、これが使われるものと見られる。